

## ～ 荒れている農地を生き返らせよう! ～

農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るため、貸借権により耕作放棄地を再生・利用する取組を総合的に支援します。

### 1 支援対象

---

農業者又は農業者の組織する団体等

### 2 支援内容

---

再生利用活動

区分

支援内容

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 1. 再生作業 | 障害物除去、深耕、整地、土壌改良等 |
| 2. 営農定着 | 作物の作付け等           |

### 3 支援期間

---

平成25年度まで

### 4 国の補助金額・補助率

---

再生利用活動

区分

補助金額及び補助率

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 1. 再生作業 | 重機等による作業、事業費の3分の2。   |
| 2. 営農定着 | 10アール当たり2万5千円（1年間対象） |

### 5 前提条件

---

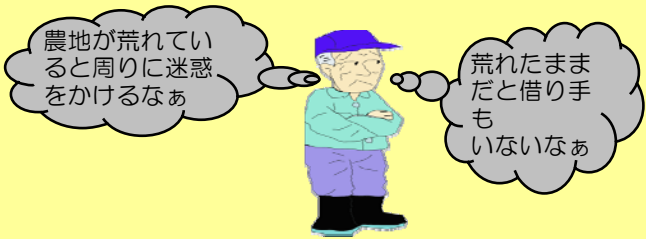
- (1) 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権移転等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作すること。
- (2) 対象農地は農振農用地区域内で、中城村地域耕作放棄地対策協議会が承認する農地であること。
- (3) 再生作業に係る費用が10アール当たり10万円を超えること。

この事業を活用される場合は、事前にご相談ください。

－お問い合わせ－

中城村耕作放棄地対策協議会事務局（農林水産課内）

電話098-895-2131（内線321）



# 耕作放棄地の解消のため 下のような作業ができます。



再生作業(かかった費用の2/3を支給)



堆肥の投入等土壌改良(上記再生作業に含めて支給)

苗の植付等(25,000円/10aを支給)



**耕作放棄地の解消・賃貸借をお考えの方  
まず中城村役場農林水産課内にある  
中城村地域耕作放棄地対策協議会 に連絡を!**

電話番号: 098-895-2131 (内線321)